



## コカ・コーラウエストスポーツパーク内出店ゾーンの出店者募集要項

主催／鳥取県、鳥取市、鳥取陸上競技協会、新日本海新聞社  
主管／鳥取マラソン実行委員会

### 1 出店ゾーンの概要

#### (1) 趣旨

全国から集まった4,200人のランナーに鳥取県の魅力をPRすることを目的に、大会当日のメイン会場兼フィニッシュ会場となるコカ・コーラウエストスポーツパーク（布勢総合運動公園）の一画で、鳥取の特産品や飲食物を紹介・販売する出店ゾーンを設置する。

#### (2) 日時および場所等

・日時 平成30年3月11日（日） 午前11時～午後4時頃

・場所 コカ・コーラウエストスポーツパーク（布勢総合運動公園）内の一画

〔\*鳥取砂丘オアシス広場（鳥取市福部町）を午前9時にスタートし、コカ・コーラウエストスポーツパーク陸上競技場をゴールとするワンウェイコースで実施。トップ選手のゴールは午前11時30分頃。〕

#### (3) 出店内容

鳥取県内の特産品や飲食物の販売等

### 2 出店条件

(1) 電気・水道・ガスは使用可能（営業参加者が準備または別料金オプション対応）

(2) 販売に伴う事故等は、出店者の責任とする

(3) 本大会の主旨「鳥取を全国にPRする」を理解し、良質で安全な品を、市価を上回らない価格で供給すること

(4) 飲食物の販売により発生する容器、割り箸等のゴミは、出店者がゴミ箱を設置するなどして、責任をもって回収・処理すること

(5) 清涼飲料水（缶・ペットボトル）の取り扱いは「日本コカ・コーラ（Coca-Cola）」社の製品のみとする

(6) 営業類似行為及び火器使用申請は、実行委員会で一括して行う。

### 3 応募資格

鳥取県内に所在する会社、団体または個人とする

## 4 出店者の決定等

実行委員会が書類審査および調査を行い、出店希望者に対し「営業参加承諾書」を発行する。契約は、出店者が出店料を全額納付した時点で成立するものとする

## 5 出店料

・1店舗（半張り分）あたり16,200円（税込）

・2店舗（1張り分）あたり27,000円（税込）

※ブースの仕様は別紙1のとおり

※自社でテントを用意または移動販売車を利用する業者は5,400円（税込）

ただし、テントが風で飛ばないように、各自強風対策を施すこと

※出店料の納付は「営業参加承諾書」発行後とする

## 6 出店料の内容

・都市公園占有使用料 ◎テントのリース料（横幕含む） ◎テントの設営・撤去料

・長机1本、パイプ椅子2脚の使用料（さらに使用を希望する場合は別料金）

・日本海新聞内「鳥取マラソン2018」特集面に社名掲載

・日本海新聞ホームページ内特設サイト「鳥取マラソン2018」にて社名掲載

注：テント持込および移動販売車を利用する業者は、◎の内容が含まれません

※出店料には、電気・ガス・水道の利用料・使用料は含まれません。実行委員会に手配を依頼した場合は、別途料金が発生します。詳しくはお問い合わせください。

## 7 応募方法

### (1) 参加申込書と応募書類の提出

参加を希望する者は、別紙2「営業参加に関する基本事項・留意事項」を承知の上、別紙3「出店ゾーン参加申込書」を1部作成し、応募書類を添えて提出する

### (2) 提出期限 平成29年12月27日（水） 午後5時（必着）

### (3) 提出方法 FAX、メール、郵送または持参

### (4) 提出場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220（鳥取県地域振興部スポーツ課内）

鳥取マラソン実行委員会事務局 担当：大森

TEL 0857-26-7919 FAX 0857-26-8108

メール sports@pref.tottori.lg.jp

### (5) 窓口受付時間 午前9時～午後5時

## 8 その他

### (1) 参加申込書提出後の追加、修正は認めない

(2) 提出された参加申込書は、選考の公平性、透明性および客観性を明らかにするため公表する場合がある。また、同書は返却しないものとする

### (3) 詳しくは大会ホームページを参照

<http://www.nnn.co.jp/event/marathon/>

## 営業ブース仕様書

構造	仮設パイプテント
建築面積	3600mm×5400mm 19.44㎡（2間×3間・1張り分）
延床面積	3570mm×2670mm 9.53㎡（半張りで1店舗分）
最高高さ	3090mm
その他	テントの後方1畝はストックとして占有可能

※電気、給排水、ガスの使用は可能です（オプション対応）。

※その他、必要な備品はオプション対応で承ります。

※営業参加に伴う工事費等の負担区分は、別表1のとおりとします。



（写真はイメージ。半張りで1店舗分です）

## 電気・水道の利用について

### 電源設備について

実行委員会委託時の費用は3,780円です（2.8kVA発電機のリース料）

### 水道設備について

実行委員会委託時の費用は3,240円です（共用シンクのリース料金と水道工事費）

### ガス設備について

実行委員会へ委託する場合は、別途ご相談ください

## ◇営業参加に伴う工事費等の負担区分

営業者負担	実行委員会負担
<p>①厨房等設備工事費</p> <p>②営業に必要な什器・備品等の設置費</p> <p>③電気、給排水設備の工事費</p> <p>④電気、給水使用料金</p> <p>⑤ガス設備工事費および使用料金</p> <p>⑥看板等の製作および設置、撤去費</p> <p>⑦飲食営業により発生した製造ゴミおよび残飯 ゴミの処理費</p> <p>⑧営業者が負担した内装、設備等の解体、撤去費</p> <p>⑨貸与された施設の現状復旧費</p> <p>⑩保険料（営業者負担分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設賠償責任保険</li> <li>・生産物賠償責任保険 等</li> <li>・その他日本国の法令等により付保しなければならない保険</li> </ul> <p>⑪その他、営業のために必要な諸設備および備品 取り付け等、実行委員会が負担しない経費</p>	<p>①建物および実行委員会が必要とする基本動線に おける舗装等基本施設工事費 (利用するテントのレンタル料、設営・撤去作業料)</p> <p>②都市公園占有使用料金</p>



## 営業参加に関する基本事項・留意事項

### 営業参加に関する基本的事項

#### 【営業参加の定義】

「営業参加」とは、企業等が鳥取マラソン2018の会場内において営業店舗または敷地を鳥取マラソン実行委員会（以下「実行委員会」）から賃借して営業活動を行うもので、その店舗の賃借料および内装費は、すべて参加する企業等が負担する形態をいう。

#### 1. 大会の主旨

早春の因幡路を舞台に毎年開催しています「鳥取マラソン」を平成30年3月11日(日)に開催します。

2008年に参加者800人余りでスタートした「鳥取マラソン」は、全国的なマラソンブームを背景に参加者が年々増加。うち、6割超は県外からの参加者が占める大会に成長しました。また、昨今の傾向として、マラソン大会は単なるスポーツイベントの枠を超え、走ることで地域の特色や観光資源を肌で感じていただけることから、地域の活性化につながる一大イベントとなっています。

この度開催する「鳥取マラソン2018」では、フルマラソン(42.195㎞)参加者は過去最高の「4,200人」のエントリーを予定しています。

鳥取マラソンは、鳥取県の観光PRも兼ねた大会としての位置づけが求められており、参加ランナーや来場者が楽しめるイベントとして「飲食・物販ブースの設置」を企画し、特に県外から来鳥された方を対象に、鳥取を全国にPRすることを目的に開催します。

## 2. 基本方針

営業参加者は、大会の主旨を理解したうえ、下記の方針を遵守していただきます。

- (1) 鳥取マラソンの主旨「鳥取を全国にPRする」を十分に理解し、実行委員会が掲げるコンセプトに従って営業活動を実践し、それにふさわしいサービスの徹底を図ること。来場者が必要とする物品および飲食品等を清潔かつ衛生的に供給できる設備等を設置すること。また、その環境を守ること。
- (2) 飲食品の販売にあたっては、食中毒等の発生防止について、所轄保健所の指導のもと、万全の対策を図ること。
- (3) 入場者の便益と好みを考慮した物品および飲食品を提供すること。
- (4) 良質で安全な品を、市価を上回らない価格で供給すること。

## 3. 営業日時

平成30年3月11日（日） 午前11時～午後4時ごろ

※実行委員会が会場運営上必要であると認めた場合、営業時間を変更することがあります。

※営業権を譲渡、転貸することはできません。

## 4. 販売品目・販売価格および販売方法

営業参加者が、販売品目・価格および方法を実行委員会に提示します。その後、実行委員会と協議し、承認を得る必要があります。また、変更の場合も同様とします。

※飲料（缶・ペットボトル）の取り扱いは「日本コカ・コーラ（Coca-Cola）」社の製品のみとさせていただきます。

## 5. 第三者からの苦情処理等

営業参加者は、営業に起因または関連して生じた第三者からの苦情、損害賠償請求等について、営業参加者の責任と負担において誠意を持って解決に努めなければなりません。

## 6. 営業参加者の責務等

- (1) 営業参加者は、営業場所を常に清潔かつ衛生的に維持し、営業内容について来場者に満足を与えることができるよう努めなければなりません。
- (2) 営業参加者は、予想した営業収益を上げ得なかったこと、見込み来場者数を下回ったことを理由に、その損害の補てんまたは補償を実行委員会に請求することはできません。自らにおいて営業参加の判断を下してください。
- (3) 営業参加者は、提供する製品の製造物責任（PL法）に対応しなければなりません。

## 7. 主な禁止事項

営業参加者は、次の行為をすることはできません。

- (1) 実行委員会が指定した場所以外での営業。
- (2) 営業施設を営業参加契約で定めた営業用途以外の目的で使用する。
- (3) 営業施設または敷地の全部もしくは一部を第三者に使用させ転貸・譲渡すること。

## 8. 契約の締結

契約は、営業参加料を全額納付・必要書類を全て提出した時点で成立するものとします。納付された営業参加料の、大会の開催中止以外の理由による返還は行いません。

## 9. 営業参加承諾の取り消し

- (1) 実行委員会は、営業参加者が募集要項2に定める出店条件に違反したとき、または実行委員会の指示に従わないときは、営業参加の承諾を取り消し、会場内での営業停止を命じることがあります。
- (2) 実行委員会は(1)により契約を解除した場合、既納の営業参加料を返還しません。
- (3) (1)により契約を解除された営業参加者は、出店予定だった営業施設の場所について、実行委員会が指名する第三者が使用することを認めなければなりません。
- (4) (1)の取り消しまたは停止によって生じた営業参加者の損害については、実行委員会は一切の責任を負いません。

## 営業に関する留意事項

### 1. 営業参加者の管理責任

- (1) 営業参加者は、営業施設の管理および衛生管理、事故、火災、盗難等の防止および従業員の指揮監督などについての管理責任を負っていただきます。
- (2) 実行委員会は、営業参加者の従業員あるいは当該営業者への納入業者が、規定に違反および実行委員会の指示に従わないとき、または会場内の秩序を維持するに適当でないと認めるときは、営業参加者に指示して場外退去または営業に従事することを禁ずる場合があります。
- (3) 営業時間中に営業施設内で発生した災害については、明らかに実行委員会の責めに帰するもの以外は、実行委員会は一切その責任を負いません。

### 2. 営業参加者の遵守事項

営業参加者は次の事項を遵守していただきます。

- ※ 実行委員会が定める「営業参加に関する基本的事項」の規則等を遵守すること。
- ※ 専用スペース外での営業行為や宣伝行為を行わないこと。
- ※ 拡声器や音響装置、その他これに類するものを使用する場合は、あらかじめ実行委員会に申し出て承認を受け、専用スペースの外部に音が漏れないよう留意し、音量については実行委員会の指示に従うこと。
- ※ 営業施設内および占有する敷地内のゴミは、基本的に持ち帰りとする。
- ※ 残飯や汚物等は、営業者が責任をもって処理し、排水溝等に流さないこと。
- ※ 事故、火災、盗難等の防止について、各自最善の注意を払うこと。
- ※ ダンボール、商品等の物品を、占有スペース以外の場所に置かないこと。





## 出 店 ゾ ー ン 参 加 申 込 書

平成 年 月 日

鳥取マラソン実行委員会事務局 行

「鳥取マラソン2018」で行われる出店ゾーンの参加について、次のとおり  
応募書類を添えて申し込みます。

1. 申込者	出店店舗数	※1店舗=テント半張り分	
企業・団体名			
所在地	〒		
代表者名	(役職・氏名)		
電話番号		F A X	
緊急時連絡先	(携帯電話等)		
担当者	(役職・氏名)		
業 種			
取扱商品 出店内容			
イベント等への 出店実績			

## 2. 応募添付書類

(1) 現在行っている営業に関する監督官庁の許可書または登録書の写し  
(許可等を要する営業のみ)

(2) 営業類似行為及び火器使用申請が必要な場合・・・別紙4

※火器を使用される団体は、ガスボンベ等の種類と数量(例：ガスボンベ5キロを  
2個等)を裏面に記載(電気は不要)

裏面の「営業ブース使用に関するその他オプション」もご覧ください

## 営業ブース使用に関するその他オプション

該当する項目に記入をお願いします。

	営業参加者が 準備・使用	実行委員会に 手配依頼(有料)	不要	備考
電気の使用				
水道の使用				
ガスの使用				
営業に必要な備品等 (長机・パイプ椅子等)				

※上記オプションなど、実行委員会に手配を依頼した場合は、別途料金が発生します。

※「営業に必要な備品等」の項目は、主催者が提供する机1脚・椅子2脚を除いた個数を記入してください

上記項目の詳細、実行委員会に手配を依頼する（予定しているものも含む）什器・備品、営業参加者が準備して使用する什器・備品等（特に電力を消費する製品）がございましたら、ご記入願います。

出店者	取扱い食品	数量	調理の工程	材料の仕入先	調理場所	保存方法

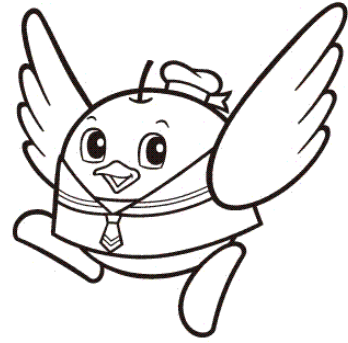
※出店者は氏名、住所を記載すること。ただし、主催者と出店者が同一の団体の場合は省略することができる。

# 食品の営業類似行為に際しての注意事項

東部総合事務所

## ※ 食中毒を防止しましょう

食中毒予防の三原則、食中毒菌を『付けない（洗う・包む）、増やさない（温度管理・早めに食べる）、殺す（加熱・殺菌）』を守って、食中毒がおきないようにしようね。



～ 下記の事項に心がけてください ～

### 1、設置場所、器具など

- (1) テント張りは、乾燥した衛生的な場所に設置する。
- (2) 風などによって、ほこり、ごみが食品に混入しないようにする。  
例：床はシートを敷き、テントは三方囲いとする。
- (3) 手洗い設備（流し台）を設ける。
- (4) 調理は当日に行う。やむを得ず、前日に下処理を行う場合、必ず冷蔵保存する。  
下処理等を別の場所で行う場合は、公民館などの清潔で公的な施設を使用する。
- (5) まな板、包丁は、魚介類用・肉類用・野菜用・調理済用に使い分ける。

### 2、調理や盛りつけなどをする人

- (1) 調理を始める時・手指が汚れたとき、特に用便後は、手指を薬用石鹸等でよく洗ってから、手指を消毒する。  
消毒には逆性石鹸・アルコール等を使用する。
- (2) 手指等に傷のある人、下痢等で体調を崩している人は食品取り扱いに従事しない。
- (3) 爪を短く切る、指輪をはずす、時計をはずす、清潔な帽子・作業衣を着用する。

### 3、食品の取り扱い

- (1) 食品は清潔に取り扱う。
- (2) 食品の加熱の目安は、中心温度が75℃・1分間以上とする。
- (3) 原材料（食肉・鮮魚・めん類等）は新鮮なものを使用し、調理するまで冷蔵保存する。
- (4) メニューあるいは、テントごとに責任者を定め、食品の衛生管理に努める。
- (5) 現場で調理した食品は、なるべく持ち帰らせない。また、残品は破棄する。
- (6) 焼きそば、焼き肉等の食器・皿・箸は使い捨てのものを使用する。

それぞれの食中毒菌、ウイルスの特徴を知った上で、注意しようね。



#### ・ノロウイルス

カキを含む二枚貝が多く報告されているよ。

酸や乾燥に強いよ。

対策には、85℃・1分間以上の加熱をしてね。湯通しだけでは不十分だよ。

#### ・ウェルシュ菌

熱に強い毒素を作るよ。再加熱しても、毒は無くならないよ。

だから、カレーやおでんなどの前日調理は危険なんだね。

肉、魚介類、野菜類など幅広い原因食品があるよ。

#### ・カンピロバクター

原因食材として鶏肉や生レバーが挙げられるよ。

熱に弱い性質があるから、十分に加熱してから食べてね。

焼鳥の時とかには、十分な加熱が必要だね。

あと、生肉や生レバーは食べないようにしようね。

4、テントなどの施設では、必ず水道水等の飲用適合の水を使用する。

5、環境に配慮して廃棄物（使用済油など）の適正な処理を行うこと。